

令和6年2月29日付け県公報号外第9号公告（企画提案の募集のうち令和6年度輸出の裾野拡大支援事業業務委託契約）中、次のとおり訂正する。

ページ 行

1 上から17から25

誤

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

正

- (2) 日本国内に本社を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (9) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。